

# 危害行為防止基本方針(素案)について

---

令和3年10月29日  
国土交通省 航空局

# 第6回有識者会議での危害行為防止基本方針に盛り込むべき内容について の主な意見

## 【航空保安対策の意義・目標について】

- 保安対策は国家安全保障上重要な対策であり、国が責任を持って主導的な役割を果たすという点は基本方針で是非明確にしてほしい。また、「国家安全保障上も重要な課題」と「も」を入れてほしい。
- 基本方針では空港のセキュリティ確保も航空保安と一体で考えるということを考慮してもらいたい。

## 【政府が講ずべき施策について】

- 基本方針における政府が実施する施策として、ICAOのマニュアルで求められているように脅威情報の収集を行った上で、リスクマネジメントを行うということも追加すべく検討してもらいたい。
- 先進的な検査機器の導入については、テロ対策は日々高度化していることに鑑み、国が主体となった新しい技術について情報収集を行い、対応を計画していく必要がある。
- 保安検査員に対する共通・標準化された教育カリキュラムやマニュアル作成も基本方針に盛り込めないか。

## 【保安検査について】

- 基本方針において、保安検査の実施主体について現状を書くだけではなく、諸外国で航空会社が実施主体となっている国がないということも併記することも重要な論点。現状の保安検査の実施主体を記載して終わりではなく、是非実施主体のあり方は検討してほしい。
- 諸外国では暴行や理不尽な苦情を働く旅客も航空会社は拒否することなく搭乗させているようなケースは考えられないのではないかと考えるが、基本方針ではそういった点も勘案してほしい。
- 検査員の高い離職率の背景には旅客からの暴行やクレームもあると考えられ、そういった点についての対応も検討してほしい。
- 保安検査の高度化や人員の確保、教育などに必要な費用が増えているが、国の取組として、それに必要な予算措置を行うということも基本方針に盛り込んでほしい。また、先進的な検査機器の導入のための経費だけではなく、維持のための費用も国が補填することを検討すべきではないか。

## 【空港等の設置者等が講ずべき措置について】

- 基本方針で空港の設置者等が講ずべき措置については、具体的かつ、過度な負担にならないように定めてもらいたい。
- 航空貨物の保安対策という点でRA事業者をどう位置付けるかという点についても考慮してもらいたい。

# 危害行為防止基本方針(素案)の概要

- 国土交通大臣は、航空法に基づき危害行為防止基本方針を策定・公表(来年3月の法施行と同時を予定)。
- 航空保安対策に携わる主体※は、危害行為防止基本方針に基づいて必要な措置を講じることが求められる。

## 一 危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

- ・意義:危害行為の防止は航空輸送の安全確保の上で至上命題、国家安全保障上も重要な対策であり、政府が主導的な役割を果たし、政府と関係者が連携してそれぞれの役割を果たすべき旨記述
- ・目標:ハイジャック・空港等へのテロ事案を引き続きゼロとしつつ航空の利便性へも配慮する旨記述

## 二 危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

航空保安対策に関し、政府(国)は主導的な役割を果たし、以下のような各種施策を実施する旨記述

- ・航空保安対策に係る総合調整等
- ・保安検査等の量的・質的向上のための取組の推進
- ・航空保安に関する基準の制改定
- ・航空保安対策に必要な資金及び人員の確保、環境整備等
- ・国際機関、外国当局との協調及び連絡
- ・関係者への監査、指導、支援、教育訓練、許認可等
- ・事案発生時の再発防止の指導及び対策の見直し
- ・基本方針に基づく関係者への指導・監督
- ・旅客等に対する航空保安に関する制度の周知・啓発の徹底
- ・保安検査等に関する中長期的な課題の検討(検査実施主体や費用負担のあり方についての検討)

## 三 保安検査に関する基本的な事項 / 四 預入手荷物検査に関する基本的な事項

保安検査／預入手荷物検査を適正に実施するための基本的事項について記述

- ・意義・目的
- ・検査の対象
- ・検査の実施主体:実施主体は主として航空会社としつつも、そのあり方は引き続き検討する旨を記述
- ・検査に用いる検査機器等
- ・検査方法
- ・検査員の配置

## 五 保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

以下のような保安検査等の実施体制強化・検査能力向上の取組を進めていく旨を記述

- ・検査員の労働環境改善を含む人材確保・育成強化策
- ・教育訓練の充実、支援
- ・先進的な保安検査機器の導入方針
- ・保安検査等の実施主体・費用負担のあり方の検討

## 六 その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

保安検査及び預入手荷物検査以外に各主体が講じるべき航空保安対策について記述

- ・各種施設(制限区域、ランドサイド、航空保安無線施設等)の航空保安対策
- ・航空機に係る航空保安対策
- ・航空貨物に係る航空保安対策:KS/RA制度について記述
- ・機内食・機用品に係る航空保安対策
- ・航空保安対策に携わる職員に係る措置等:教育・訓練、内部脅威への対処、危害行為の防止のための指示※(職員が指示を行える場合を明示・具体的なケースの例示を含む)について記述
- ※今般の法改正により検査員等に権限が付与された指示
- ・航空保安対策の適切な実施を確保するための措置(自主監査、点検、品質管理等)
- ・危害行為に対する対処

## 七 危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

- ・政府と空港等の設置者等との役割分担:航空保安対策を担う主体ごとにその役割について記述
- ・航空保安対策に係る費用負担:各対策に責任を有する者による負担を原則としつつ、国が必要な支援・負担を行う旨記述
- ・関係者間における連絡体制の構築
- ・関係者間の連携の強化:各種会議体の設置・活用について記述
- ・旅客等に対する航空保安に関する制度の周知・啓発の徹底

## 八 その他危害行為の防止に関する基本的な事項

- ・基本方針の有効性の評価・定期的な見直し
- ・基本方針実施のための細目的事項
- ・他の施策との連携